

認知症に早く気づこう

認知症は早期発見、早期対応が大切です。
認知症を疑うような行動や体調の変化に気づいたら「気のせいかな」「年だから仕方がない」と判断せず、まずは地域包括支援センターにご相談ください。

早期発見3つのメリット

早期に
治療開始ができる

認知機能の回復・
維持が期待できます

進行を遅らせる
ことができる

生活の質をよい状態で
保つことができます

事前に
さまざまな
準備ができる

本人の意思を反映した
準備ができます

地域包括支援センター
にご相談ください

気になる
ことが
あったら

介護保険サービス、地域の支援など紹介を行います。
認知症に関する出来事、高齢者の方の相談窓口です
お気軽にご相談ください



高森町地域包括支援センター

高森町役場 健康福祉課内



0265-35-9412

認知症になっても住
み慣れた地域で暮ら
していくために

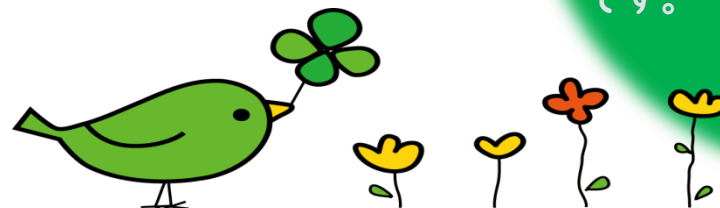
高森町
認知症ケアパス

あんしん
ガイド


認知症ケアパスとは？

認知症は、誰もがなる可能性があり、誰もが関わることになるかもしれない身近な病気です。

認知症の予防や進行に応じた対応、サービスなどをまとめたものです。



認知症の状態に応じたサービス・支援の一覧表

認知症の段階	元 気	物忘れが気になる	見守りがあれば日常生活自立	日常生活に手助けが必要	常に手助けが必要
ご本人の様子	<ul style="list-style-type: none"> 自立している。 	<ul style="list-style-type: none"> 物忘れが増える。 人からも言われ始める 日常生活は自立している。 	<ul style="list-style-type: none"> 金銭管理、買い物、料理などが難しくなる。 周囲の支援が必要になる 	<ul style="list-style-type: none"> 着替えや食事、トイレがうまくできなくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の進行とともに、日常生活のあらゆる面で介護が必要になる。
家族の心得大切にしたいこと	<ul style="list-style-type: none"> 本人と一緒に認知症予防に関する取組みを実施する。 将来について本人と相談する。 	<ul style="list-style-type: none"> 早めにかかりつけ医や相談窓口に問い合わせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 同じことを聞かれてもきちんと返答する。 接し方や介護、医療について知識を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な症状が現れて、家族等が疲れてくる時期。 専門職や人の助けを借り、介護保険サービスを活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーション方法やケア方法を工夫する。 本人が安心できる環境をつくり最期の迎え方を考える。
相談先	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域包括支援センター（高森町役場・健康福祉課内へ相談） ◆かかりつけ医（必要な場合は専門医や認知症医療疾患センターへ紹介 検査・診断） ◆担当のケアマネジャー（生活全般や介護保険サービスの相談） 				
元気な体を維持したい	<ul style="list-style-type: none"> ◆シルバー人材センター・シニアクラブ・シニア大学などの活動 ◆各地区通いの場の活用 いきがいや趣味活動、かきまる健康チャレンジ、かきまるスマホスクールなどを通じて社会とのつながりの継続 ◆介護予防・日常生活支援総合事業（通所・訪問サービス等） ◆介護保険サービス（通所、訪問サービス、短期入所等） 				
医療	<ul style="list-style-type: none"> ◆かかりつけ医（定期的な受診で身体状況の把握） ◆介護保険サービス（医療的な支援が必要な方へ看護師・薬剤師による訪問） ◆認知症初期集中支援チーム（下伊那厚生病院、認知症認定看護師による関わり） 				
見守り	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域での見守りや助け合い（民生児童委員・認知症サポーターなど） ◆高齢者福祉サービス（緊急通報事業・こんにちはコール） 				
日常生活の手助け	<ul style="list-style-type: none"> ◆有償ボランティア（お助けマン・ひとおすび） ◆移動支援（介護タクシー・寿タクシー・お出かけタクシー） ◆介護保険サービス（訪問や通いによる身体介護、入浴サービス、福祉用具活用等） ◆配食サービス（食事作りが大変な方にお弁当の配達） 				
金銭管理 権利擁護 住まい	<ul style="list-style-type: none"> ◆任意後見制度 ◆身元保証サービス ◆日常生活自立支援事業 ◆成年後見制度 ◆サービス付き高齢者住宅・有料老人ホーム・ケアハウス（軽費老人ホーム）など（自宅での生活に不安がでてきたら入居） ◆グループホーム・特別養護老人ホーム（介護保険施設への入所） 				